

結合商標の分離観察・要部観察の可否が争われた事例

知財高判令和7年6月16日（令和6年(行ケ)第10107号）

〔キリンフーズ事件〕

知的財産法研究会

レクシア特許法律事務所

弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

本判決は、「キリンフーズ」の文字と「麒麟」（空想上の動物）を描いた図形の結合からなる本件商標が、「KIRIN」、「キリン」、「麒麟」等の文字からなる引用商標に類似するかが争われた審決取消訴訟の判決である。

本件の原審決となる無効審判事件（無効2023-890059）の審決では、本件商標は図形部分と文字部分が一体不可分に結合した商標であること、「キリンフーズ」の文字部分も一体不可分であり、「キリン」の文字が要部にはならないことを根拠に、引用商標との類似性が否定されたが、知財高裁は、本件商標は「キリン」の文字が要部になる商標であり、引用商標に類似すると判示し、原審決を取り消した。

結合商標の類否判断の基準に関しては、近年、様々な議論がなされているが、本判決は、図形と文字の結合商標の分離観察の可否のほか、複数の文字が結合した結合商標（識別力を有さない文字を含む結合商標、周知商標を構成中に含む結合商標）の要部観察の可否の検討もなされており、結合商標の類否判断の手法を学ぶ上で有益な判決である。

以下では、本判決の内容を紹介した上で、結合商標の類否判断の手法に関する考察を行う。

第2 事案の概要

1 本件登録商標が登録に至った経緯

本件訴訟の被告であるキリンフーズ株式会社は、令和3年2月22日、「キリンフーズ」の文字と図形の結合からなる以下の商標に関し、第30類の商品を指定した商標登録出願（商願2021-27211）をしたが、審査官は、本件商標は、原告（キリンホールディングス株式会社）が保有の以下の引用商標と類似するとして、商標法第4条第1項第11号に基づき出願を拒絶した。

[本件商標]



指定商品：

第30類 ギョウザ、しゅうまい、中華まんじゅう、ハンバーガー、ホットドッグ、穀物の加工品

[引用商標]

引用商標 1（登録第4180368号商標、第30類）

引用商標 5（登録第5240430号商標、第35類）

引用商標 9（登録第6200176号の1商標、第30類等）

KIRIN

引用商標 2（登録第4486902号の2商標、第30類等）

麒麟

引用商標 3（登録第4498171号の2商標、第30類等）

キリン

引用商標 5（登録第6041308号商標、第30類等）

引用商標 7（登録第6200173号商標、第30類等）

麒麟（標準文字）

引用商標 6（登録第6200172号商標、第30類等）

キリン（標準文字）

引用商標 8（登録第6200174号商標、第30類等）

きりん（標準文字）

これに対し、被告は、拒絶査定不服審判（不服2022-11488号）を請求したが、審判官は、本件商標の構成中の「キリンフーズ」の文字部分は一連一体の造語であり、「キリン」の文字部分が要部にはならないことを理由に、本件商標は引用商標とは非類似と判断し、本件商標の商標登録を認めた。